

中空知広域水道企業団告示第38号

中空知広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定に基づき、中空知広域水道企業団人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和7年9月30日

中空知広域水道企業団

企業長 前田康吉

記

中空知広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定により、人事行政の運営等における公正性、透明性を高めるため、中空知広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年中空知広域水道企業団条例第7号）に基づき、職員の任用、給与、勤務条件その他の状況（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）について概要を公表します。

1 職員の競争試験及び選考の状況

（1）採用の状況（令和7年4月1日現在）

区分	合計	競争試験	選考
事務系	1	1	
技術系			
合計	1	1	

2 職員の任免及び職員数に関する状況

（1）退職等の状況（令和6年度）

- ・退職した職員はいませんでした。

※派遣職員が退職する場合は、派遣元で退職となります。

（2）職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年度4月1日現在）

（単位：人）

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減
	令和6年度	令和7年度		
事務職	12	12	0	
技術職	11	11	0	
合計	23	23	0	

イ 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

(単位：人、%)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	合計
人 数	0	0	1	3	1	2	3	2	3	4	3	1	23
構成比	0.0	0.0	4.4	13	4.4	8.7	13	8.7	13	17.4	13	4.4	100.0

3 職員の人事評価の状況

人事評価の状況

地方公務員法第23条の2第1項及び中空知広域水道企業団の企業職員の人事評価及び自己申告に関する規程に基づき人事評価を行っています。

- 令和6年度は上期・下期ともに23人を対象に人事評価を実施しました。

4 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 給与費の状況（令和7年度予算）

(税込)

水道事業費用 A	給与費 B	給与費率 B/A	(参考) 令和6年度の給与費比率
1,655,181千円	162,077千円	9.7%	9.1%

イ 職員給与費の状況（令和7年度予算）

職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23人	95,399千円	25,875千円	40,803千円	162,077千円	7,046千円

※給与費は当初予算に計上された額です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
45歳4月	338,452円	397,721円

※1 「平均給料月額」は、令和7年4月1日現在における基本給の平均です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当の額を合計したものです。

イ 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	中空知広域水道企業団 (事務職・技術職)	主たる構成団体(滝川市)との比較	
		行政職	
大学卒	220,000円		同じ
短大卒	204,400円		同じ
高校卒	188,000円		同じ

(3) 級別職員数等の状況（令和7年4月1日現在）

(単位：人、%)

区分	標準的な職務内容	職員数		構成比
		構成団体別	計	
1級	主事、技師、事務補及び技術補の職務	企1	1	4.4
2級	主任級主事及び主任級技師の職務	企2	2	8.7
3級	主査、主任主事及び主任技師の職務	企5	5	21.7
4級	係長及び主査の職務	企2 滝1 砂2 歌1 奈1	7	30.4
5級	課長補佐の職務	企1 滝1 歌1 奈1	4	17.4
6級	課長、主幹の職務	滝1 砂2	3	13.0
7級	局長の職務	滝1	1	4.4
合 計		企11 滝4 砂4 歌2 奈2	23	100.0

※1 企：企業団採用職員、滝：滝川市、砂：砂川市、歌：歌志内市、奈：奈井江町、

2 派遣職員については、派遣元の級別職務分類表を適用しています。

3 各営業所長は人数に含まれていません。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当（令和7年4月1日現在）

区分	中空知広域水道企業団	主たる構成団体（滝川市）との比較	
		期末手当	勤勉手当
支給割合	2.50月分	2.10月分	2.50月分
職制上の階段、職務の級等による加算措置	有	有	有

イ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収業務手当	従事した職員	外勤をして水道料金の徴収督励業務に従事したとき	日額 250円
有毒物取扱手当	有毒物を取り扱う職員	有毒物を取り扱う業務に従事したとき	月額2,600円

ウ 時間外勤務手当（令和7年4月1日現在）

区分	支給対象及び支給単価
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給 その勤務した時間数に応じて1時間当たりの給与額に100分の125 から100分の175の範囲内の割合を乗じて得た額

エ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円 ほか	同
住居手当	借家、借間等及び持家に居住する職員に支給 限度 27,000円	異
通勤手当	通勤距離片道2Km以上の職員に支給 限度 55,000円	同
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 給料の9~13%	異
寒冷地手当	毎年11月~3月までの各月の初日在席している職員に支給 2級地 26,000円 ほか	同

※派遣職員については、派遣元の一般職員の例によります。

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要（令和7年4月1日現在）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時~13時	土・日曜日

(2) その他の勤務条件の状況

ア 休暇の概要（令和7年4月1日現在）

休暇の種類	概要等	給与支給の有無
年次有給休暇	1年につき20日間	有給
病気休暇	負傷や疾病のため療養する必要があり、勤務が困難な場合、引き続き90日以内（高血圧症等の場合180日以内、結核性疾患の場合1年6月以内）	有給
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合、特に承認を与える期間	有給
介護休暇	職員の配偶者、子、父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合、連続する6月の期間内	無給

イ 職員の年次有給休暇の取得状況（令和6年度）

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象職員数 C	平均取得日数 B/C	消化率 B/A
460日	231日	23人	10.0日	50.2%

※1 派遣職員については、派遣元の一般職員の例による期間になります。

2 総付与日数には前年の繰越日数は除いています。

ウ 育児休業等の利用状況（令和6年度）

・令和6年度の取得はありませんでした。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和6年度）

（1）分限処分の状況

・令和6年度に分限処分を受けた職員はいませんでした。

（2）懲戒処分の状況

・令和6年度に懲戒処分を受けた職員はいませんでした。

7 職員の服務の状況

（1）職務専念義務

職員は、法律や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間中に職務以外のことについて従事したり、勤務時間中注意力を職務外のことについて逸らしたりすることのないようにして、職務のみに従事しなければなりません。

ただし、条例に定める事由に該当する場合は、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除されます。

（条例に定める事由）

ア 研修を受ける場合

イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ウ 前2号に規定する場合を除くほか、企業長が定める場合

・令和6年度の承認件数は41件でした。

（2）営利企業等への従事制限

職員は、地方公務員法の規定により任命権者の許可を受けなければ営利企業等の役員等を兼ねることや、自ら営利企業を営むことその他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

許可の基準としては、その職員の占める職と、当該営利事業等との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、営利企業に従事しても職務の遂行に支障がないと認める場合その他の精神に反しない場合のほかはこれを許可しないこととしています。

・令和6年度においては、営利企業等への従事についての事案はありませんでした。

8 職員の退職管理の状況

退職管理の状況

地方公務員法では、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなど

を禁止しており、また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けてられていますが、当企業団においては、これらの規定に基づき退職管理の適正化に努めています。

9 職員の研修の状況

研修の状況（令和6年度）

主 催 者	研 修 内 容	受講者数
日本水道協会北海道地方支部	水道配管技術研修会	2人
全国水道企業団協議会北海道地区協議会	調査研究会	2人
北海道等	水道技術管理者研修会	1人
北海道市町村職員研修センター派遣研修	地方自治法研修	1人
	自治体の契約事務研修	1人
	指導能力研修	2人
内部研修	安全運転研修（ブラッシュアップ講習）	8人
	安全運転講習会	22人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1） 福祉の状況

ア 職員の健康管理

職員の健康状態を把握し、生活習慣病、結核及び職業病等の健康障害を早期に発見するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づき、事業主に義務づけられている定期健康診断や総合健診を実施しています。令和6年度の受診状況は次のとおりです。

種 別	区 分	受診者数
定期 健 康 診 断	新採用職員及び30歳以下の職員	2人
	30歳以上39歳以下の職員	1人
総 合 健 診	30歳以上39歳以下の職員（隔年受診）	3人
	40歳以上の職員	17人

イ その他の福利厚生

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づき、北海道市町村職員共済組合が運用・実施しています。

その他の福利厚生制度として、当企業団では単独で福利厚生事業を行っておりませんが、構成市町の職員のための任意の互助組織に加入する中で、職員に対する事業を実施しています。

（2） 公務災害補償の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）によって具体的に定められており、当企業団は地方公務員災害補償基北海道支部に加入しています。

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受

けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。

- ・令和6年度は公務・通勤災害はありませんでした。

（3）利益の保護の状況

地方公務員法には、職員の権利を保護するための制度として、審査請求制度（同法第49条の2）が規定されています。

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には、審査請求をすることができます。

- ・令和6年度は不利益処分に関する審査請求はありませんでした。